

事務連絡
平成27年3月13日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料及び医療機器保険適用希望書（希望区分B）に記載する機能区分コードについて」の一部改正について

標記については、今般、「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件」（平成27年厚生労働省告示第57号）が公布され、平成27年4月1日から適用されることとされたことに伴い、「特定保険医療材料及び医療機器保険適用希望書（希望区分B）に記載する機能区分コードについて」（平成26年3月5日事務連絡）を次のように改正し、平成27年4月1日から適用することとしたのでお知らせいたします。

記

1 別表II区分185の次に次のように加える。

186 気管支手術用カテーテル

B002186

「特定保険医療材料及び医療機器保険適用希望書（希望区分B）に記載する機能区分コードについて」の一部改正について

改 正 後 改 正 前

(別表)

I 医科点数表の第2章第2部に規定する特定保険医療材料及び機能区分コード

186 気管支手術用カテーテル	
B002	186

I 医科点数表の第2章第2部に規定する特定保険医療材料及び機能区分コード

186 気管支手術用カテーテル	